

特定地域雇用等促進法人に寄附をした場合の寄附金控除を受けられる方へ

次の1に掲げる個人が、特定地域雇用等促進法人に対し一定の事業に関連する寄附金(その特定地域雇用等促進法人の指定の有効期間内に支出されたものに限り、また、その寄附をした人に特別の利益が及ぶと認められるものを除きます。)を支出した場合には、その寄附金は所得税法に規定する特定寄附金とみなして寄附金控除の適用を受けることができます。

※ 「特定地域雇用等促進法人」とは、認定地域再生計画に記載された一定の事業を行う公益法人で、地域再生法の規定により認定地方公共団体が一定の要件を満たすものとして、地域再生法の一部を改正する法律(平成20年法律第36号)附則第2条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第2条の規定による改正前の地域再生法(以下「効力地域再生法」といいます。)第19条第1項の規定により指定した法人をいいます(特定地域雇用等促進法人の指定の有効期間は、指定の日から起算して2年です。)

また、「一定の事業」とは、一定の者に対して助成を行う事業のうち、地域における雇用機会の創出その他地域再生に資する経済的社会的効果を及ぼす一定の事業をいいます。

※ 平成25年11月30日までに特定地域雇用等促進法人に寄附をした場合にこの控除を受けることができます。

1 この控除が受けられる人

次のいずれかに該当する方です。

- ① 認定地域再生計画に定められた区域内(以下「認定地域再生区域内」といいます。)に住所(住所がない場合には、居所)を有する方
- ② 認定地域再生区域内に自己の営む事業に係る事業場の所在地がある方
- ③ 認定地域再生区域内に勤務先の所在地がある方

2 特定地域雇用等促進法人に寄附をした場合の寄附金控除の適用を受けるために必要な書類

特定地域雇用等促進法人に寄附をした場合の寄附金控除の適用を受ける方は、申告書を提出するときに、以下の書類を添付するか又は提示しなければなりません。

(1) 共通して必要な書類

- ① その寄附金を受領した特定地域雇用等促進法人の受領した旨(その寄附金はその特定地域雇用等促進法人の行う効力地域再生法第5条第3項第3号の事業に関連する寄附に係る支出金である旨を含みます。)、その寄附金の額及びその受領した年月日を証する書類
- ② 認定地方公共団体のその寄附金を受領した法人が特定地域雇用等促進法人に該当する旨を証する書類(その認定地方公共団体が認定を受けた効力地域再生法第8条第1項の認定地域再生計画(その特定地域雇用等促進法人に係る認定地域再生計画に限り、)の区域の記載のあるものに限り、)の写しとしてその法人から交付を受けたもの

(2) 1の各区分に応じて必要な書類

- ① 認定地域再生区域内に住所(住所がない場合には、居所)を有する方………住民票の写しその他の書類で寄附をした日における住所(住所がない場合には、居所)を明らかにする書類
- ② 認定地域再生区域内に自己の営む事業に係る事業場の所在地がある方………寄附をした日においてその認定地域再生区域内にある事業場で事業を営んでいたことについての申述書(氏名及び住所並びに事業場の所在地の記載のあるものに限り、)
- ③ 認定地域再生区域内に勤務先の所在地がある方………勤務先の長から発行され、又は発給された書類その他の書類で寄附をした日における勤務先の所在地を明らかにする書類

※ 寄附金控除に関する詳しいことは、税務署におたずねください。